

# 八剣台自治会規約

## 第1条（目的）

本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実および社会福祉の増進に寄与し、住みよいまちづくりを目的とする。

## 第2条（名称）

本会は「八剣台自治会」と称する。

## 第3条（区域および会員）

1. 本会の区域は習志野市鷺沼2丁目14番から15番までの通称「八剣台」の区域とする。
2. 本会の会員は本会の区域内に居住する住民で構成する。

## 第4条（事務所の所在地）

本会の事務所を会長宅に置く。

## 第5条（事業）

本会は、第1条に掲げる目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 環境の整備と衛生に関すること
- (2) 文化および福祉・厚生事業に関すること
- (3) 防災、防犯および交通安全に関すること
- (4) 自治会の広報・告知活動と情報発信に関すること
- (5) 行政および隣接町内会等との協力に関すること
- (6) その他自治会の目的の達成に必要な行事等を行うこと

## 第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

## 第7条（役員を選出）

役員は、総会において会員の中から選任する。

## 第8条（役職の職務）

1. 会長は本会を代表し、会議を招集し、その会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったり、欠けたりしたときにその職務を代行する。
3. 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および証拠書類を管理する。
4. 監事は、本会の会計および資産の状況を監査する。

## 第9条（役員任期）

1. 役員任期は1年とし、改選期は原則として3月とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第10条（班および班長等）

1. 本会に班（グループ）を置き、班長ならびに副班長は班ごとに選出する。
2. 班長ならびに副班長の任期は1年とし、改選期は原則として3月とする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠の班長ならびに副班長の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第11条（連合組織）

本会は、鷺沼地区の町内会および自治会の連合組織である「鷺沼連合町会」に参加する。

#### 第12条（会議）

1. 本会の会議は総会ならびに役員会とする。
2. 総会は年1回とし、会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
3. 総会は、会員を持って構成され、役員ならびに班長および副班長の過半数（委任した者を含む）の出席を持って成立する。
4. 総会の議事は出席者の過半数で決する。
5. 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

#### 第13条（総会の議決事項）

総会は次の事項を議決する。

- (1) 予算、決算に関すること
- (2) 事業に関すること
- (3) 規約に関すること
- (4) 会費に関すること
- (5) 役員選出に関すること
- (6) その他必要と認めたこと

#### 第14条（役員会）

役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に関すること
- (2) 重要な会務の執行に関すること
- (3) その他必要と認めたこと

#### 第15条（会計）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。
3. 会計は、会計年度終了後、決算報告書を作成する。
4. 監事は、会計年度終了後に会計監査を実施し、総会に報告する。
5. 会計および会長は会員からの請求があれば、会計帳簿・通帳等の会計業務に関する資料を開示しなければならない。

## 第 16 条（資産）

1. 本会が保有する資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。
2. 資産の取得・処分および運用の基本的事項は総会決議により定める。

## 第 17 条（備付け帳簿および書類）

本会の事務所には、次の帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可、契約、登記等に関する書類
- (5) 総会および役員会の議事に関する書類(過去5年分)
- (6) 収支に関する帳簿および証拠書類(過去5年分)並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿および書類

## 第 18 条（会費）

1. 本会の会員は、別表1に定める会費を納めなければならない。
2. 会費は、各班において徴収し、班長がまとめて会計に納入する。年度当初に1年分を前納することを原則とする。
3. 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

## 第 19 条（慶弔）

1. 会員または同居の家族が死亡したときは、別表2に定める弔慰金を贈ることを原則とする。
2. その他の慶弔については、必要に応じて役員が協議し支出することができる。

## 第 20 条（個人情報）

本会が自治会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用する。

## 第 21 条（規約の変更）

本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得るか、会員の3分の2以上の同意の署名があれば変更することができる。

## 第 22 条（細則の制定）

役員会は、この規約を実施するに当たり必要がある場合には、細則を定めることができる。細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

## 付則

- ・この規約は平成22年6月1日より施行する。これに伴い、旧八剣台自治会規約は廃止する。

#### **付則 2(平成 24 年度総会)**

・この規約は平成 24 年度より施行する。

- 自治会費の改定(第 18 条第1項別表1) 1世帯あたり月額 300 円 → 200 円
- 慶弔金の改定(第 19 条第1項別表 2) 会員・同居の家族 5,000 円 → 10,000 円

#### **付則 3(平成 29 年 12 月 23 日臨時総会)**

・この規約は平成 30 年度より施行する。

- 副班長の設置(第 10 条第1項、同第 2 項、同再 3 項、第 12 条第 3 項)

#### **付則 4(平成 31 年度総会・平成 31 年 4 月 7 日)**

・この規約は平成 31 年度より施行する。

- 自治会費の改定(第 18 条第1項別表1)

戸建住宅	1世帯あたり月額	200 円	→	300 円
共同住宅	1世帯あたり月額	200 円(現行どおり)		

以上

<八剣台自治会規約別表>  
平成 31 年 4 月 7 日改

別表1(会費)

区 分	会 費
会員(戸建住宅)	1世帯あたり月額300円(年額3,600円)
会員(共同住宅)	1世帯あたり月額200円(年額2,400円)

別表2(弔慰金)

区 分	弔慰金
会 員	10,000円
同居の家族	10,000円